治癒証明書の提出について

出席停止の感染症にかかった場合には、配布された治癒証明書に、かかりつけの主治医に記入をして頂き、提出して下さい。

治癒証明書の提出が必要な感染症

感染症の名前	出席停止期間
•百日咳	特有の咳が消失するまで。又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
•麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで。
・流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺・顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
•風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで。
•水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで。
・咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで。
•結核	症状により、医師において感染のおそれ がないと認めるまで。
•髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれ がないと認めるまで。
・インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。

学童保育所では感染症対策を行っていますので、<u>上記の感染症に</u>かかった場合は、電話連絡等で、必ず支援員に伝えて頂きたいと思います。 宜しくお願い致します。